

## 市第85号議案

## 公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定

次のように公会堂及びスポーツ施設の指定管理者を指定する。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター	東京都品川区東品川4丁目10番1号	コナミスポーツ&ライフ・東急コミュニティー共同事業体 代表者 株式会社コナミスポーツ&ライフ 代表取締役 田中 富美明 社 長	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター	中区尾上町6丁目81番地	横浜市体育協会・さかえ区民活動支援協会グループ 代表者 財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	同

## 提 案 理 由

横浜市青葉公会堂等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

コナミスポーツ & ライフ・東急コミュニティー共同事業  
体の構成員

- 1 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号

株式会社コナミスポーツ & ライフ

代表取締役 田 中 富美明  
社 長

- 2 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 中 村 元 宣  
社 長

横浜市体育協会・さかえ区民活動支援協会グループの構  
成員

- 1 中区尾上町 6 丁目 81 番地

財団法人横浜市体育協会

会長 山 口 宏

- 2 栄区上郷町 1,173 番地の 5

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会

理事長 高 山 晋 一

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）